

島根県報

号外第一号
平成十五年一月十七日

(金曜日)

目 次

不在者投票を行うことができる施設の指定

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第三項第二号、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十五年一月十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

施設の名称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームはくろく苑	松江市法吉町六二四一一	平成十五年一月十五日
身体障害者療護施設シリウス苑	松江市法吉町六二四一一	平成十五年一月十五日

平成15年1月17日

島根県報

号外第2号 (2)

平成十五年
一月十七日
発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)